

災害時通行実績情報の提供に関する協定書

国土交通省道路局（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人 ITS Japan（以下「乙」という。）とは、災害時通行実績情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の災害時通行実績情報の提供にあたり基本的事項を定めることにより、情報提供の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定書における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 災害時通行実績情報

車両の通行実績として乙が提供するもので、地図上などに画像化するために CSV 形式または KMZ 形式等の機械判読可能な形式の電子データ。

(2) プローブ保有者

乙の災害時通行実績情報の集約・配信活動に参加する民間各社。

(災害時通行実績情報の提供)

第3条 乙の甲に対する災害時通行実績情報の提供は、以下のとおりとする。

(1) 情報の提供

乙は、大規模災害発生時において、プローブ保有者の協力を得て、災害時通行実績情報を集約し、甲に対して提供する。

(2) 情報提供の方法

情報提供を行う大規模災害の範囲等情報提供方法等の詳細については、別途甲乙で申合書を作成し、それに基づいて乙は甲に情報提供を行うものとする。

(情報提供の条件)

第4条 乙の甲に対する情報提供の条件は、以下のとおりとする。

(1) 免責事項等

① 災害時通行実績情報の提供は、乙のベストエフォートでの実施とし、乙の事情により災害時通行実績情報が提供されない場合、甲は乙にその責を問わないものとする。

② 災害時通行実績情報の提供に関する不慮の障害、事故等に関しては、甲又は乙は、その責任の一切を相手方に問わないものとする。

③ その他免責事項等については、適宜、乙が甲に連絡するものとする。

(2) 情報の管理

乙が提供した災害時通行実績情報に関する権利は乙に帰属するものとし、甲が責任をもって情報の管理を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定書の有効期間は、本協定書締結日から平成30年3月31日までとする。

なお、有効期間満了日の3ヶ月前までに、本協定書を終了させる等の申し出が甲乙いずれからもなされないときは、本協定書の有効期間は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解約)

第6条 本協定書の有効期間中において、甲及び乙は協議のうえ本協定書を解約することができるものとする。ただし、この場合、本協定書を解約する日から3ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第7条 本協定書に定めのない事項、解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

また、内容に変更を生じた場合は、必要に応じ事前に、甲乙協議の上本協定書を改定するものとする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成29年5月31日

甲：東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省道路局
局長 石川 雄一



乙：東京都港区芝公園2丁目6番 [redacted] 子会館ビル3階
特定非営利活動法人 ITS Japan [redacted]
会長 佐々木 眞 [redacted]